

今後の調査審議の課題

平成13年3月15日
国土交通省

1. これまでの国土審議会での調査審議

平成10年3月に第5次の全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」が閣議決定されて以降、国土審議会においては、政策部会を設置し、計画の効果的推進方策に関する検討、並びに国土計画の理念の明確化、地方分権等諸改革への対応等の要請に応え得る新たな国土計画体系の確立を目指した調査審議を進めてきた。

このうち、計画の効果的推進方策については、平成11年6月に、計画に掲げる4つの戦略の具体的推進方策である「『21世紀の国土のグランドデザイン』戦略推進指針」をとりまとめ、関係22省庁により構成される「『21世紀の国土のグランドデザイン』推進連絡会議」においてこれを決定するに至った。

また、新たな国土計画体系の確立については、「21世紀の国土のグランドデザイン」や「第2次地方分権推進計画」での指摘を踏まえつつ、昨年11月に、政策部会と土地政策審議会計画部会の共同で、今後構築されるべき国土計画体系の基本方向と新たな制度確立にあたって検討すべき課題を指摘した「21世紀の国土計画のあり方」(国土審議会政策部会・土地政策審議会計画部会審議総括報告)をとりまとめた。

2. 調査審議事項

上記の調査審議経過を踏まえ、以下の項目について、平成14年秋頃を目途に調査審議を進める。

「国土計画の新たな課題」の検討

グローバル化やIT革命の急速な進展、公的債務の大幅な累積等「21世紀の国土のグランドデザイン」策定後の経済社会情勢の変化を踏まえ、今日的課題に対応した計画のフォローアップを実施するとともに、国土計画の新たな課題を明らかにする。

「新たな国土計画制度」の検討

「21世紀の国土計画のあり方」(国土審議会政策部会・土地政策審議会計画部会審議総括報告)や、「国土計画の新たな課題」を踏まえ、新たな国土計画制度の確立に向けた検討を行う。

「国土計画の新たな課題」に係る当面の検討課題

1．グローバル化・IT革命と地域の発展

グローバル化・IT革命への積極的な対応により、わが国各地域の活力再生が求められている中、グローバル化・IT革命等に伴う産業構造の転換、地域経済の盛衰等のメカニズムを分析し、わが国及び地域の経済活力再生への課題を明らかにする。

2．安全な国土の形成

近時の多発する災害により、安全な国土の形成への国民的ニーズが高まる中、国土における諸活動等の展開に関し、災害に対する「リスク管理」の視点をも踏まえ現状分析・将来展望することにより、安全な国土形成への課題を明らかにする。

3．経済社会システムの変容と国土・地域

人口減少、少子・高齢化、さらにはバブル経済・土地神話の崩壊等の経済・社会の変化や個人のライフスタイルの変化に対応して、経済・社会システムの転換が求められる中で、企業の経営戦略、国民の生涯における職住のあり方、都市・農村を通じた地域社会のあり方等の変貌が予想される。こうした経済社会システムの変容に対応した国土計画の課題を明らかにする。

4．投資制約と社会資本の整備・管理

財政制約、投資制約が高まる一方、既存社会資本ストックの維持更新需要の急拡大が見通され、効率的・重点的な社会資本整備・管理が不可欠となっている中、分野別・地域別の主要な社会資本ストックと、それによって生み出されるサービスの現状を分析し、将来を展望することにより、今後の社会資本整備・管理の課題を明らかにする。

5．循環型・環境共生型の国土の形成

地球温暖化等の地球環境問題や、エネルギー・食料等の資源制約に対応するために、経済社会システム、国民の生活様式の変革が求められる中、国土・地域での諸活動の展開を環境負荷や生態系維持等の観点から分析し、循環型・環境共生型の国土形成に向けた課題を明らかにする。

「新たな国土計画制度」に係る当面の検討課題

「21世紀の国土計画のあり方」(国土審議会政策部会・土地政策審議会計画部会審議総括報告、平成12年11月)や「国土計画の新たな課題」を踏まえつつ、国土計画における国と地方の役割分担のあり方や、計画評価の枠組みを中心として、以下のとおり新たな国土計画制度の確立に向けた検討を行う。

1．国と地方の役割分担

地方分権時代の国土計画における国と地方公共団体の役割分担のあり方について検討する。特に(1)「国の計画」の策定過程への地方公共団体の参加、(2)「国の計画」の内容に関する地方公共団体の役割・責務、(3)国と地方公共団体の調整の仕組み等について、複数の都道府県域を対象とする広域計画のあり方を含め検討する。

2．国土基盤整備の重点化・効率化のあり方

国土計画において、国土基盤整備・評価の基準の明確化、国土基盤整備の分野別・地域別配分の重点化等に対する指針性の向上を図るため、「国土計画の新たな課題」の検討をも踏まえつつ、国民的課題である国土基盤整備の重点化・効率化のあり方について検討する。

3．土地利用の新たな指針

土地利用に関し、国の行政機関や地方公共団体に対する国土計画の指針性の向上を図るため、工業用地等の開発需要が沈静化する一方、里山林等身近な自然の減少、耕作放棄地の増大、森林維持の困難が懸念されるなどの状況を踏まえ、土地利用に関連する新たな要請を明らかにし、国土計画において示すべき指針について検討する。

新たな国土計画体系の確立に関する記述 (「21世紀の国土のグランドデザイン」より抜粋)

第1部 国土計画の基本的考え方

第3章 計画の実現に向けた取組

第3節 制度・体制の整備

4 新たな国土計画体系の確立

現行の国土計画体系は、昭和25年の国土総合開発法制定を始めとして、昭和30年代を中心とした多くの関連諸法令の制定、さらに昭和49年の国土利用計画法の制定を経て構築されたものであるが、現在、国土計画の理念の明確化の要請や地方分権、行政改革等の諸改革に対応する必要が生じている。このため、国土総合開発法及び国土利用計画法の抜本的な見直しを行い、以下に掲げるような21世紀に向けた新たな要請にこたえ得る国土計画体系の確立を目指す。

(国土計画の理念)

国土計画の理念は、国土の開発のみにとどまらず、国土の利用や保全にまで広がる広汎なものとなっている。国民の価値観の多様化や経済社会情勢の変化に的確に対応しつつ新しい時代の国土づくりを進めるため、これらを総合的な理念として国土計画体系に明確に位置付ける。

(諸改革を踏まえた対応)

地方分権、行政改革等の諸改革を踏まえ、国土計画における全国計画と地方計画の位置付け及び役割の明確化、多様な主体の意見を反映し得るような計画策定手続の整備等を図る。

(指針性の充実)

国土基盤整備を重点的かつ効率的に行う観点から、また、地域のニーズに応じた国土づくりを行う観点から、国土の開発、利用及び保全に関する他の計画との関係で、国土計画の内容が実効あるものとなるよう、指針性の充実を図る。

なお、地域開発に係る諸法令の下での計画体系については、それぞれに異なる目的、意義等を有するものであるが、時代の変化にともなう新たな政策的要請への対応が求められる。このため、今後、新たな国土計画の理念や国土計画体系の明確化をも踏まえ、そのあり方を検討する。

第 2 次地方分権推進計画（平成11年 3 月閣議決定）抜粋

第 4 国が策定又は関与する各種開発・整備計画の見直し

以下の事項について、今後、国土計画体系の見直しを行う中で、国土審議会等において速やかに検討を行い、結論を得て、その結論に基づいて必要な措置を講ずる。

なお、北海道及び沖縄県の区域においては、その特殊事情にかんがみ、様々な特例制度が設けられているところであるので、北海道総合開発計画及び沖縄振興開発計画の在り方については、別途検討することとする。

1 国土総合開発計画及び国土利用計画の見直し

(1) 次の事項については、現在国土審議会において今後概ね 2 年を目途に進められている 21 世紀の国土計画の在り方についての調査審議の中で検討し、その結果を踏まえ、結論を得ることとする。

ア 全国総合開発計画は、国土づくりの基本的な将来構想・理念及びそれを実現するための課題や施策を示すとともに、その計画内容については、地方公共団体の計画機能を阻害することのないよう、国が本来果たすべき役割に係る事項に重点化すること。

また、全国総合開発計画は、地方公共団体が行う施策との関係では、地方公共団体が主体的に地域づくりを進める上での指針を示すものであるとの位置付けを法制上明確にすること。

イ 全国総合開発計画の策定過程において地方公共団体の意見を聴取する仕組みを法令上設けること。

ウ 国土の利用に関して、全国総合開発計画と国土利用計画の連関性をより実効あるものとするため、国土総合開発法及び国土利用計画法の在り方について、総合的かつ抜本的に見直すこと。

(2) 今後の課題として、都道府県及び市町村が各種土地利用の調整や規制の基本となる土地利用に関する総合計画を策定できるよう、土地利用に関する諸制度に関し、個別法に基づく土地利用に係る要件が比較的緩い地域（いわゆる「計画白地地域」）における土地利用整序の確保等をはじめとした総合的な観点からの見直しについて検討することとする。

2 大都市圏整備計画及び地方開発促進計画の見直し

2の1 大都市圏整備計画の見直し

- (1) 首都圏基本計画及び首都圏整備計画並びに近畿圏基本整備計画については、1(1)における検討状況等をも踏まえ、三大都市圏それぞれの位置付けの明確化を図りつつ、関係都府県が、その協議により計画に盛り込む内容の案を作成し、内閣総理大臣がこの案に基づいて必要な追加及び修正を行い、決定する仕組みとする。
- (2) 首都圏事業計画、近畿圏事業計画及び中部圏事業計画の作成に係る事務の合理化を平成11年中に図る。特に、地方公共団体が行う施策に係る部分については、そのフォローアップ機能を果たすための必要最小限の事務に限定することとし、地方公共団体の事務負担の軽減を図る。

2の2 地方開発促進計画の見直し

地方開発促進計画については、1(1)における検討状況等をも踏まえ、関係県が、その協議により計画に盛り込む内容の案を作成し、内閣総理大臣がこの案に基づいて必要な追加及び修正を行い、作成する仕組みとする。

地方開発促進計画とは、東北開発促進計画、北陸地方開発促進計画、中国地方開発促進計画、四国地方開発促進計画及び九州地方開発促進計画をいう。